

旅行関連サイト広告掲載業務仕様書

この仕様書は、旅行関連サイトへの広告掲載業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものである。

1 業務名

旅行関連サイト広告掲載業務

2 目的

旅行情報サイト又は宿泊予約サイト等の旅行検討層へのアプローチが可能な媒体（以下「旅行関連サイト」という。）に本市の魅力を発信する広告を掲載し、本市の宿泊需要が低下する冬季において、宿泊を伴う旅行の促進や地域の消費拡大を図るものである。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日（火）まで

4 業務内容

(1) 広告ページの制作

ア 本市の冬季における宿泊を伴う旅行の促進や地域の消費拡大を目的とした広告ページを制作し、旅行関連サイトに掲載する。

イ 広告ページは本市の魅力を訴求する内容とし、リンク等により宿泊予約サイトへ誘導可能な仕組みとする。

ウ 旅行関連サイトへの掲載期間は3か月以上、閲覧目標は10,000PVとする。

(2) データを活用した具体的な施策の立案および実施

ア 本市への宿泊を伴う旅行の増加を目的としたSNS広告、クーポン配布、広告ページと連動したキャンペーン等、具体的な施策を立案および実施する。

イ 実施に当たっては、受託者が可能な範囲で提供するデータをもとに、手法等について本市と協議の上決定する。

(3) 観光関連データの提供

広告ページの閲覧データや宿泊データ等の受託者が提供可能な観光関連データについて、可能な限りリアルタイムで閲覧可能な環境を構築するとともに、利用方法を本市職員へレクチャーするほか、データ分析およびデータに基づく施策の検討について必要に応じて助言を行う。

（※観光関連データ 宿泊者属性、宿泊数や人数、単価等の宿泊データのほか、サイト利用者の旅マエ・旅ナカ・旅アトにおける取得情報など受託者が提供可能なデータ）

(4) 事業の効果測定や分析

事業終了後は、本事業の実施効果の測定や分析を行い、本市が今後の施策に活用できるよう整理した形式で提出するものとする。

5 留意事項

(1) 本業務の契約金額には、本業務に係る一切の経費を含むものとする。

(2) 広告に対して、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、本市の責めに帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任で当該問題を処理し解決することとし、また、当該問題によって本市に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(3) 業務に関連する事故が発生した場合、直ちにその報告と対応措置などを本市に報告し、措置後の詳細な経過および結果報告を文書で行うこと。

(4) 本仕様書について、疑義が生じたときや定めのない事項又は細部の業務内容を決定する場合は、本市と受託者で協議の上進める。

(5) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、本市と受託者の協議により決定する。

6 契約に関する条件等

(1) 第三者への委託等について

受託者は、本業務の全部もしくは一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部委託についてあらかじめ本市の承認を得た場合は、この限りではない。

(2) 業務完了報告

業務完了の際には、速やかに業務完了報告書を提出すること。

(3) 業務の履行に関する措置

ア 本市は本業務（第三者へ委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。

イ 受託者はアの要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に本市に書面で提出しなければならない。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務（第三者へ委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示および漏えいについて、善良なる管理者の注意をもってその情報を管理・保持すること。また、契約終了後も同様とする。

(5) 関係法令の遵守

受託者は本業務（第三者へ委託した場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。万一問題が発生した場合は、受託者が責任をもって対応すること。